

半期報告書

(第5期中) 自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	7
3 【対処すべき課題】	7
4 【事業等のリスク】	7
5 【経営上の重要な契約等】	7
6 【研究開発活動】	7
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	11
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	11
2 【道路資産】	12
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【中間連結財務諸表等】	18
2 【中間財務諸表等】	51
第6 【提出会社の参考情報】	71
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	72
第1 【保証会社情報】	72
第2 【保証会社以外の会社の情報】	72
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	72
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	73
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	74
第3 【指数等の情報】	75
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年12月24日
【中間会計期間】	第5期中（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 文雄
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 横山 明巳
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 横山 明巳
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益（百万円）	360,835	439,203	273,799	741,702	791,729
経常利益（百万円）	25,538	19,843	22,696	18,950	13,846
中間（当期）純利益 （百万円）	15,101	11,771	13,055	10,900	8,093
純資産額（百万円）	175,948	186,192	192,910	174,246	180,797
総資産額（百万円）	1,070,398	1,184,091	1,407,556	1,203,405	1,309,398
1株当たり純資産額（円）	1,353.45	1,411.51	1,483.47	1,321.02	1,383.05
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	116.17	90.55	100.43	83.85	62.25
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	16.4	15.5	13.7	14.3	13.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△102,070	△16,440	△52,979	△175,138	△118,685
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△6,714	△19,074	△894	△7,149	△40,920
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	103,261	5,887	91,895	188,383	133,612
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	90,911	72,903	114,559	102,530	76,537
従業員数（人） （外、平均臨時雇用者数）	4,792	8,079 (1,155)	8,370 (1,418)	7,217	8,161 (1,240)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、第3期以前の臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益（百万円）	354,418	431,775	263,651	725,587	776,619
経常利益（百万円）	24,315	17,924	19,990	16,439	8,409
中間（当期）純利益 （百万円）	14,648	10,919	11,477	10,360	5,363
資本金（百万円）	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数（千株）	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額（百万円）	171,877	178,509	184,431	167,590	172,953
総資産額（百万円）	1,060,786	1,169,957	1,397,024	1,183,161	1,298,426
1株当たり純資産額（円）	1,322.13	1,373.15	1,418.70	1,289.15	1,330.41
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	112.67	83.99	88.28	79.69	41.25
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	16.2	15.3	13.2	14.2	13.3
従業員数（人）	2,161	2,124	2,111	2,120	2,111

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）	
高速道路事業	7,703	(1,353)
休憩所事業	255	(65)
その他（関連）事業	71	(－)
全社（共通）	341	(－)
計	8,370	(1,418)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	2,111
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

国内経済の低迷により経営環境が厳しくなる中、当社グループは、高速道路を長期にわたり安全・安心・快適にご利用いただくことを最優先に、お客様に満足していただけるサービスの一層の充実や、国の「安心実現のための緊急総合対策」を受けた高速道路料金の引き下げの実施に取り組むとともに、効率的な業務執行等により全社的なコスト削減に努めました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は、高速道路料金の引き下げに伴い料金収入が減収となったことなどにより、273,799百万円（前年同期比37.7%減）となり、営業利益は、高速道路事業における営業費用の削減などにより、22,089百万円（同17.3%増）となりました。また、法人税等を控除した中間純利益は13,055百万円（同10.9%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、高速道路ネットワークの整備として、平成21年4月18日に一般国道475号（東海環状自動車道）の美濃関ジャンクション～関広見インターチェンジ間（2.9km）を開通させ、平成21年7月17日に東海北陸自動車道の郡上八幡インターチェンジ～ぎふ大和インターチェンジ間の4車線化（4.6km）を完成させたほか、第一東海自動車道（東名高速道路）などを含む計23路線1,759km（平成21年9月30日現在）の高速道路について、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。

こうした中、料金収入の減収や道路資産完成高の減少等により営業収益は251,353百万円（同39.9%減）、営業利益は17,786百万円（同19.2%増）となりました。

（休憩所事業）

休憩所事業においては、同事業の運営子会社である中日本エクシス(株)（連結子会社）と一体となって、環境重視のサービスエリアの創造や地域社会と共に発展することを目指す地域連携など、社会情勢の変化やニーズに柔軟に対応する施策を積極的に推進するとともに、サービスエリアの複合商業施設化を進め、お客様に快適に、楽しくご利用いただける商業空間の創造に努めました。

当社は、当社の管理するサービスエリア・パーキングエリアのうち営業施設が設置されている箇所の敷地及び建物等について、サービスエリア・パーキングエリア内営業施設の管理運営を専門的・効率的に推し進めるために中日本エクシス(株)（連結子会社）に賃貸しております。当中間連結会計期間では、お客様のニーズに合わせた新規店舗の展開やサービスの充実などにより、営業収益は16,301百万円（同22.1%増）、営業利益は4,805百万円（同13.0%増）となりました。

（その他（関連）事業）

旅行事業においては、お客様のニーズに合った気軽に出かけられる新しいドライブ旅行の提供を目指し、平成21年7月からウェブサイトで独自企画の旅行商品の販売を開始しました。

海外事業においては、海外の高速道路における技術支援業務を受注し、事業の進展に努めました。

カードサービス事業においては、提携会員カード「プレミアムドライバーズカード」を発行しており、各種プロモーション活動を展開して入会促進を図りました。

その他、金沢トラックターミナルの敷地を北陸高速道路ターミナル(株)（持分法適用関連会社）に賃貸するトラックターミナル事業、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施する受託事業や、占用施設活用事業、物販事業等を展開しております。

これらの事業を堅実に実施しましたが、主にカードサービス事業等において事業拡大に向けた費用が上回った結果などにより、営業収益は6,145百万円（同17.8%減）、営業損失は504百万円（前年同期は営業損失343百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益22,682百万円（前年同期比14.7%増）に加え、売上債権の減少額49,607百万円（同366.1%増）、減価償却費7,187百万円（同9.3%増）などとなったものの、たな卸資産の増加額が100,017百万円（同1,053.9%増）、仕入債務の減少額16,769百万円（同58.2%減）などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、52,979百万円（同222.3%増）の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「たな卸資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、定期預金の払戻による収入21,300百万円（同745.2%増）などによる増加があった一方、料金機械、ETC^(注)装置等の設備投資16,035百万円（同11.0%増）等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、894百万円（同95.3%減）の資金支出となりました。

(注) ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入109,538百万円（同22.5%増）、金融機関からの長期借入れによる収入30,000百万円（同25.0%減）による増加があった一方、長期借入金の返済による支出17,567百万円（同85.8%減）（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額14,800百万円を含みます。）、道路建設関係社債の償還30,000百万円（前年同期は－）（機構法第15条第1項による債務引受額）などにより、財務活動によるキャッシュ・フローは、91,895百万円（同1,460.9%増）の資金収入となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ41,656百万円増加し、114,559百万円（同57.1%増）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

当社及び機構は、ゴールデンウィークの渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお盆期間を中心として、交通分散を図るための料金施策を行うため、平成21年7月13日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」（いずれも平成18年3月31日締結、同年4月1日施行）を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、第4回国土開発幹線自動車道建設会議（平成21年4月27日）の審議並びに国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業及び東海北陸自動車道西尾張インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成21年8月10日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ四車線化の工事及び西尾張インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、追加される事業の中で最も供用が早い西尾張インターチェンジの収入が見込まれる平成26年度以降変更されております。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、品質の向上とコスト削減に取り組むため、新技術・新工法・新材料の開発を進めることであります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路㈱（以下「東日本高速道路」といいます。）及び西日本高速道路㈱（以下「西日本高速道路」といいます。）と共同して㈱高速道路総合技術研究所を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、71百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります。かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによる場所でありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得にかかる費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工

事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの工事の進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積もりと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑥ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しております。なお、当中間連結会計期間においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で273,799百万円（前年同期比37.7%減）となりました。高速道路事業については、料金収入の減少や道路資産完成高が前中間連結会計期間を下回ったことなどにより251,353百万円（同39.9%減）となり、休憩所事業については16,301百万円（同22.1%増）、その他（関連）事業については6,145百万円（同17.8%減）となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で251,710百万円（同40.1%減）となりました。高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により233,575百万円（同42.1%減）となり、休憩所事業については11,502百万円（同26.3%増）、その他（関連）事業については6,655百万円（同14.9%減）となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は合計で22,089百万円（同17.3%増）となりました。その内訳は、高速道路事業が17,786百万円（同19.2%増）、休憩所事業が4,805百万円（同13.0%増）、その他（関連）事業が営業損失504百万円（前年同期は営業損失343百万円）となりました。

③ 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、受取利息223百万円等の計上により849百万円（同34.4%減）、営業外費用は支払利息185百万円等により242百万円（同12.4%減）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は22,696百万円（同14.4%増）となりました。

④ 当期純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益21百万円等の計上により25百万円（同93.1%減）、特別損失は固定資産売却損35百万円等の計上により39百万円（同91.4%減）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した中間純利益は13,055百万円（同10.9%増）となりました。なお、1株当たり中間純利益金額は100円43銭であります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに22,384百万円の仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりとなっております。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 （百万円）（注2）
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県関市広見 （関広見インターチェンジ） 新設	平成21年4月	864
高速自動車国道 東海北陸自動車道	岐阜県関市下有知 （美濃関ジャンクション） 改築	平成21年4月	846
高速自動車国道 東海北陸自動車道	岐阜県郡上市八幡町有坂～ 岐阜県郡上市大和町島 改築	平成21年5月	9,128
		平成21年7月	
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋亀山線	愛知県清洲市朝日 （清洲ジャンクション） 改築	平成21年5月	108
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋亀山線	三重県四日市市中村町～ 三重県亀山市川崎町 改築	平成21年5月	1,406
高速自動車国道 第一東海自動車道	静岡県沼津市足高 （沼津インターチェンジ） 改築	平成21年7月	570
高速自動車国道 近畿自動車道尾鷲多気線	三重県多気郡大台町 （奥伊勢パーキングエリア） 改築	平成21年8月	37
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成21年6月	9,288
		平成21年9月	
一般国道1号 （箱根新道）	修繕	平成21年6月	1
		平成21年9月	
一般国道16号 （八王子バイパス）	修繕	平成21年6月	64
		平成21年9月	
一般国道158号 （中部縦貫自動車道（安房峠 道路））	修繕	平成21年9月	1
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成21年9月	66
合計			22,384

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2．道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

また、平成21年9月30日現在の主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

(平成21年9月30日現在)

区分		賃借料（百万円） （注1）（注3）
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	338,565 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線（大月市から東近江市まで（八日市インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道中央自動車道長野線（岡谷市から安曇野市まで（豊科インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道（富山県下新川郡朝日町から米原市まで（朝日インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで（甲賀土山インターチェンジを含まない。））	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（小浜市から敦賀市まで（（仮称）小浜インターチェンジを含まない。））	
	一般国道1号（新湘南バイパス）	
	一般国道1号（西湘バイパス）	
	一般国道138号（東富士五湖道路）	
	一般国道271号（小田原厚木道路）	
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）	
	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））	
一般国道475号（東海環状自動車道）（豊田市から関市まで）		
一の路線	一般国道1号（箱根新道）	180
	一般国道16号（八王子バイパス）	1,732
	一般国道139号（西富士道路）	967
	一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））	310
合計		341,756

- (注) 1. 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。
2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。

3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。
なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

4. 平成21年9月30日までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業及び西尾張インターチェンジの設置が加わりました。

これらを盛り込んだ東海北陸自動車道の建設計画は次のとおりとなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道東海北陸自動車道	233,532	1,447 [116,774]	昭和54年3月	平成26年度

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 当中間連結会計期間末における既支払額であります。なお、当中間連結会計期間末において既に機構に帰属した道路資産の額を [] で外書きしております。

4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しております。

5. 完了予定時期は道路資産が機構に帰属する最終時期を表しており、完了予定時期に先駆けて順次機構に帰属することがあります。

6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年12月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年9月30日	—	130,000,000	—	65,000	—	65,000

(5)【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 129,999,900	1,299,999	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,299,999	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	28,206	68,959	38,037
高速道路事業営業未収入金	48,720	35,975	84,254
未収入金	※5 2,310	※5 5,722	8,526
短期貸付金	※3 5,002	—	—
有価証券	46,000	52,099	60,050
たな卸資産	785,861	955,908	855,891
その他	31,657	43,645	21,128
貸倒引当金	△24	△17	△26
流動資産合計	947,733	1,162,293	1,067,862
固定資産			
有形固定資産			
土地	116,111	115,904	115,966
その他(純額)	104,480	112,152	108,791
有形固定資産合計	※1 220,591	※1 228,056	※1 224,757
無形固定資産			
投資その他の資産	6,470	7,650	7,549
投資その他の資産			
投資その他の資産	8,664	※2 8,455	8,334
貸倒引当金	△473	△397	△406
投資その他の資産合計	8,191	8,058	7,928
固定資産合計	235,253	243,765	240,235
繰延資産	1,104	1,497	1,300
資産合計	※2 1,184,091	※2 1,407,556	※2 1,309,398
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	51,812	42,067	55,456
未払法人税等	8,819	11,162	1,874
引当金	3,873	3,534	3,074
その他	※5 42,368	※5 42,202	47,628
流動負債合計	106,873	98,967	108,034
固定負債			
道路建設関係社債	※2 523,608	※2 653,471	※2 573,528
道路建設関係長期借入金	271,840	368,140	352,940
長期借入金	20,570	14,830	17,777
退職給付引当金	51,097	52,551	51,160
その他の引当金	7,452	6,927	6,794
その他	16,455	19,758	18,366
固定負債合計	891,024	1,115,679	1,020,567
負債合計	997,898	1,214,646	1,128,601

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
株主資本			
資本金	65,000	65,000	65,000
資本剰余金	71,650	71,650	71,650
利益剰余金	46,869	56,246	43,190
株主資本合計	183,519	192,896	179,840
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	△22	△44	△43
評価・換算差額等合計	△22	△44	△43
少数株主持分	2,695	57	999
純資産合計	186,192	192,910	180,797
負債純資産合計	1,184,091	1,407,556	1,309,398

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益	439,203	273,799	791,729
営業費用			
道路資産賃借料	229,540	153,970	439,043
高速道路等事業管理費及び売上原価	162,782	73,717	286,562
販売費及び一般管理費	※1 28,054	※1 24,022	※1 54,347
営業費用合計	420,377	251,710	779,953
営業利益	18,826	22,089	11,775
営業外収益			
受取利息	120	223	369
土地物件貸付料	185	131	363
消費税等免税益	317	—	635
負ののれん償却額	—	177	216
持分法による投資利益	45	—	—
違約金収入	204	—	355
その他	420	317	712
営業外収益合計	1,293	849	2,653
営業外費用			
支払利息	233	185	440
有価証券評価損	—	34	—
その他	43	22	141
営業外費用合計	276	242	582
経常利益	19,843	22,696	13,846
特別利益			
前期損益修正益	※2 162	3	※2 162
固定資産売却益	—	※3 21	※3 87
匿名組合投資利益	198	—	198
その他	9	0	69
特別利益合計	369	25	517
特別損失			
前期損益修正損	※4 254	—	※4 254
固定資産売却損	※5 22	※5 35	※5 89
固定資産除却損	※6 58	※6 3	※6 87
持分変動損失	110	—	110
その他	6	—	219
特別損失合計	452	39	761
税金等調整前中間純利益	19,760	22,682	13,602
法人税、住民税及び事業税	8,137	10,667	4,903
法人税等調整額	△180	△1,044	255
法人税等合計	7,956	9,622	5,158
少数株主利益	31	3	350
中間純利益	11,771	13,055	8,093

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本					
資本金					
前期末残高	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
資本剰余金					
前期末残高	71,650	71,650	71,650	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650	71,650	71,650	71,650
利益剰余金					
前期末残高	35,097	43,190	43,190	43,190	35,097
当中間期変動額					
中間純利益	11,771	13,055	13,055	13,055	8,093
当中間期変動額合計	11,771	13,055	13,055	13,055	8,093
当中間期末残高	46,869	56,246	56,246	56,246	43,190
株主資本合計					
前期末残高	171,747	179,840	179,840	179,840	171,747
当中間期変動額					
中間純利益	11,771	13,055	13,055	13,055	8,093
当中間期変動額合計	11,771	13,055	13,055	13,055	8,093
当中間期末残高	183,519	192,896	192,896	192,896	179,840
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金					
前期末残高	△15	△43	△43	△43	△15
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△6	△1	△1	△1	△27
当中間期変動額合計	△6	△1	△1	△1	△27
当中間期末残高	△22	△44	△44	△44	△43
評価・換算差額等合計					
前期末残高	△15	△43	△43	△43	△15
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△6	△1	△1	△1	△27
当中間期変動額合計	△6	△1	△1	△1	△27
当中間期末残高	△22	△44	△44	△44	△43
少数株主持分					
前期末残高	2,514	999	999	999	2,514
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	181	△942	△942	△942	△1,514
当中間期変動額合計	181	△942	△942	△942	△1,514
当中間期末残高	2,695	57	57	57	999

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	174,246	180,797	174,246
当中間期変動額			
中間純利益	11,771	13,055	8,093
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	174	△943	△1,542
当中間期変動額合計	11,946	12,112	6,550
当中間期末残高	186,192	192,910	180,797

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益	19,760	22,682	13,602	13,602
減価償却費	6,578	7,187	13,353	13,353
持分法による投資損益(△は益)	△45	△37	△132	△132
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△322	1,367	△240	△240
賞与引当金の増減額(△は減少)	454	492	155	155
ETCマイレージサービス引当金の増減額(△は減少)	429	57	△274	△274
仕掛道路損失引当金の増減額(△は減少)	△786	—	△1,244	△1,244
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△135	△17	△201	△201
受取利息及び受取配当金	△166	△226	△488	△488
支払利息	6,485	7,879	13,506	13,506
固定資産売却損益(△は益)	15	14	1	1
固定資産除却損	452	235	839	839
売上債権の増減額(△は増加)	10,642	49,607	△29,013	△29,013
たな卸資産の増減額(△は増加)	△8,668	△100,017	△78,680	△78,680
仕入債務の増減額(△は減少)	△40,118	△16,769	△33,381	△33,381
その他	△1,202	△17,272	4,236	4,236
小計	△6,627	△44,816	△97,961	△97,961
利息及び配当金の受取額	218	278	446	446
利息の支払額	△6,360	△7,611	△13,354	△13,354
法人税等の支払額	△5,244	△1,858	△9,390	△9,390
法人税等の還付額	1,574	1,028	1,574	1,574
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,440	△52,979	△118,685	△118,685
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出	△6,700	△3,200	△23,000	△23,000
定期預金の払戻による収入	2,520	21,300	3,620	3,620
有価証券の取得による支出	—	△3,000	—	—
投資有価証券の取得による支出	—	△3	—	—
投資有価証券の売却による収入	56	—	101	101
固定資産の取得による支出	△14,447	△16,035	△21,704	△21,704
固定資産の売却による収入	28	63	277	277
事業譲渡による支出	△470	—	△470	△470
営業譲受による支出	△49	△3	△49	△49
匿名組合出資金の払戻による収入	231	—	262	262
その他	△244	△14	42	42
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,074	△894	△40,920	△40,920

(単位：百万円)

	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書		
	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入	40,000	30,000	121,100
長期借入金の返済による支出	△123,556	△17,567	△126,308
道路建設関係社債発行による収入	89,451	109,538	178,975
道路建設関係社債償還による支出	—	△30,000	△40,000
子会社の自己株式の取得による支出	—	△48	△128
その他	△7	△26	△25
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,887	91,895	133,612
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△0	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△29,627	38,021	△25,993
現金及び現金同等物の期首残高	102,530	76,537	102,530
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 72,903	※ 114,559	※ 76,537

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△123,556百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△120,806百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△8,668百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△115,200百万円が含まれております。
2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△17,567百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△14,800百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△30,000百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△100,017百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△22,384百万円が含まれております。
3. 前連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△126,308百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△120,806百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△40,000百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△78,680百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△174,169百万円が含まれております。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

重要な繰延資産の処理方法

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 12社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>中日本エクス(株)</p> <p>中日本エクストール横浜(株)</p> <p>中日本エクストール名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)</p> <p>中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)</p> <p>NEXCO中日本サービス(株)</p> <p>前連結会計年度末に連結子会社であった(株)クエストエンジニアは、平成20年4月1日付けで、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)を存続会社とする吸収合併を行い、同日付けで消滅しております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>連結子会社の数 12社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>中日本エクス(株) 他11社</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>連結子会社の数 12社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>中日本エクス(株) 他11社</p> <p>前連結会計年度末に連結子会社であった(株)クエストエンジニアは、平成20年4月1日付けで、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)を存続会社とする吸収合併を行い、同日付けで消滅しております。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社の名称</p> <p>北陸高速道路ターミナル(株)</p> <p>(株)NEXCOシステムズ</p> <p>(株)高速道路総合技術研究所</p> <p>ハイウェイ・トール・システム(株)</p> <p>(株)NEXCO保険サービス</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社の名称</p> <p>北陸高速道路ターミナル(株) 他4社</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>同左</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>同左</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>②たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>②たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品、原材料、貯蔵品 同左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>②たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品、原材料、貯蔵品 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="236 312 501 399"> <tr> <td>建物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5年～17年</td> </tr> </table> <p>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報) 有形固定資産の耐用年数の変更 法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年4月30日 財務省令第32号））を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間連結会計期間より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	建物	7年～50年	構築物	7年～50年	機械及び装置	5年～17年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="671 312 936 399"> <tr> <td>建物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5年～17年</td> </tr> </table> <p>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>	建物	7年～50年	構築物	7年～50年	機械及び装置	5年～17年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="1107 312 1372 399"> <tr> <td>建物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5年～17年</td> </tr> </table> <p>また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報) 有形固定資産の耐用年数の変更 法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年4月30日 財務省令第32号））を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>	建物	7年～50年	構築物	7年～50年	機械及び装置	5年～17年
建物	7年～50年																			
構築物	7年～50年																			
機械及び装置	5年～17年																			
建物	7年～50年																			
構築物	7年～50年																			
機械及び装置	5年～17年																			
建物	7年～50年																			
構築物	7年～50年																			
機械及び装置	5年～17年																			

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。</p> <p>④仕掛道路損失引当金 将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間連結会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>④ _____</p>	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>④仕掛道路損失引当金 将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。 なお、当連結会計年度末の仕掛道路資産については、将来の引渡時の損失が見込まれないため、残高はありません。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>⑤退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、執行役員に対する退職給付については、退職給付引当金に含めておりましたが、当社の執行役員との契約関係を雇用契約から委任契約に変更したことに伴い、当中間連結会計期間より、役員退職慰労引当金に含めて計上しております。</p> <p>なお、これに伴い退職給付引当金は9百万円減少し、役員退職慰労引当金は同額増加しております。</p>	<p>⑤退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>一部の連結子会社は、適格退職年金制度から確定給付企業年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は、軽微であります。</p>	<p>⑤退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>(1) 従来、執行役員に対する退職給付については、退職給付引当金に含めておりましたが、当社の執行役員との契約関係を雇用契約から委任契約に変更したことに伴い、当連結会計年度より、役員退職慰労引当金に含めて計上しております。</p> <p>なお、これに伴い退職給付引当金は9百万円減少し、役員退職慰労引当金は同額増加しております。</p> <p>(2) 下記により、適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。</p> <p>①規約制定 平成21年2月、効力発生 平成21年2月とする一部の連結子会社</p> <p>本移行に伴い発生した過去勤務債務は、発生時に費用処理しており、特別損失として、212百万円計上しております。</p> <p>②規約制定 平成21年1月、効力発生 平成21年4月とする一部の連結子会社</p> <p>本移行に伴い影響額は、退職給付債務が1百万円減少し、過去勤務債務が同額発生しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>⑥役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>⑦ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>⑧ポイント引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>⑥役員退職慰労引当金 同左</p> <p>⑦ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>⑧ポイント引当金 同左</p> <p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。 また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>⑥役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>⑦ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>⑧ポイント引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、セグメント情報に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)の適用に伴い、当中間連結会計期間より、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(工事契約に関する会計基準) 受託業務の工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が50億円以上で、かつ工期が2年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)の適用に伴い、平成21年4月1日以降、新たに着手した工事契約から当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。 当中間連結会計期間においては、該当する工事契約がないため、これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、セグメント情報に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)の適用に伴い、当連結会計年度より、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>(1) 前中間連結会計期間まで仕掛道路資産及びたな卸資産は、流動資産の「仕掛道路資産等」にて表示しておりましたが、E D I N E TへのX B R L導入に伴い、当中間連結会計期間より、「たな卸資産」にて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>(1) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「還付加算金」(当中間連結会計期間68百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「違約金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「違約金収入」の金額は15百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>(1) 投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付けによる支出」は、当中間連結会計期間において、重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の「その他」に含まれている「貸付けによる支出」は、5百万円であります。</p> <p>(2) 投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付金の回収による収入」は、当中間連結会計期間において、重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の「その他」に含まれている「貸付金の回収による収入」は、11百万円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました流動資産の「短期貸付金」(当中間連結会計期間末6百万円)は、重要性が乏しくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示していません。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>(1) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「消費税等免税益」(当中間連結会計期間78百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「負ののれん償却額」の金額は108百万円であります。</p> <p>(3) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「持分法による投資利益」(当中間連結会計期間37百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「違約金収入」(当中間連結会計期間28百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 前中間連結会計期間まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「固定資産売却益」の金額は7百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 34,154百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 45,173百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 39,347百万円</p>
<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、 当社の総財産を道路建設関係社債 523,608百万円(額面額525,000百万円) の担保に供しております。</p>	<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、 下記の社債に係る債務に対して、当社の 総財産を担保に供しております。 ①道路建設関係社債 653,471百万円(額 面額655,000百万円) ②機構法第15条の規定により、機構に引 き渡した社債に係る債務 70,000百万円 なお、上記の他、「前払式証券の規制 等に関する法律」及び「宅地建物取引業 法」に基づく営業保証金として、「投資 その他の資産」43百万円を法務局に供託 しております。</p>	<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、 下記の社債に係る債務に対して、当社の 総財産を担保に供しております。 ①道路建設関係社債 573,528百万円(額 面額575,000百万円) ②機構法第15条の規定により、機構に引 き渡した社債に係る債務 40,000百万円</p>
<p>※3 短期貸付金には現先が4,996百万円含 まれており、社債等を担保資産として保 有しております。その決算日現在の時価 は、4,996百万円であります。</p>	<p>3 _____</p>	<p>3 _____</p>
<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金 等に対して、次のとおり債務保証を行っ ております。 (1)民営化関係法施行法第16条の規定に より、機構、東日本高速道路及び西日 本高速道路が道路公団から承継した借 入金及び道路債券(国からの借入金、 機構が承継した借入金及び国が保有し ている債券を除く)に係る債務につい ては、機構、東日本高速道路及び西日 本高速道路と連帯して債務を負ってお ります。 機構 7,845,257百万円 東日本高速道路 41,916百万円 西日本高速道路 639百万円 計 7,887,813百万円</p>	<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金 等に対して、次のとおり債務保証を行っ ております。 (1)民営化関係法施行法第16条の規定に より、機構、東日本高速道路及び西日 本高速道路が道路公団から承継した借 入金及び道路債券(国からの借入金、 機構が承継した借入金及び国が保有し ている債券を除く)に係る債務につい ては、機構、東日本高速道路及び西日 本高速道路と連帯して債務を負ってお ります。 機構 6,718,375百万円 東日本高速道路 32,579百万円 西日本高速道路 494百万円 計 6,751,449百万円</p>	<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金 等に対して、次のとおり債務保証を行っ ております。 (1)民営化関係法施行法第16条の規定に より、機構、東日本高速道路及び西日 本高速道路が道路公団から承継した借 入金及び道路債券(国からの借入金、 機構が承継した借入金及び国が保有し ている債券を除く)に係る債務につい ては、機構、東日本高速道路及び西日 本高速道路と連帯して債務を負ってお ります。 機構 7,140,594百万円 東日本高速道路 37,321百万円 西日本高速道路 567百万円 計 7,178,483百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 56,150百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当中間連結会計期間で120,806百万円減少しております。</p> <p>※5 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」又は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 50,664百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 84,800百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が30,000百万円、道路建設関係長期借入金14,800百万円減少しております。</p> <p>※5 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 53,407百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債に係る債務については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 40,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が40,000百万円、道路建設関係長期借入金120,806百万円減少しております。</p> <p>5</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与手当・賞与 3,594百万円 役員退職慰労引当金繰入額 18百万円 賞与引当金繰入額 680百万円 退職給付費用 710百万円 業務委託費 1,847百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 7,310百万円 ポイント引当金繰入額 19百万円 利用促進費 8,115百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与手当・賞与 3,448百万円 役員退職慰労引当金繰入額 19百万円 賞与引当金繰入額 669百万円 退職給付費用 929百万円 業務委託費 1,756百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 6,663百万円 ポイント引当金繰入額 54百万円 利用促進費 5,136百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与手当・賞与 7,632百万円 役員退職慰労引当金繰入額 35百万円 賞与引当金繰入額 613百万円 退職給付費用 1,328百万円 業務委託費 3,817百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 6,605百万円 ポイント引当金繰入額 59百万円 利用促進費 22,315百万円
※2 前期損益修正益 国費算定額の修正に伴う道路賃借料の修正(注) 161百万円 その他 0百万円 計 162百万円 (注)前連結会計年度の高速道路料金社会実験に係るものであります。	2 _____ ※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 車両運搬具 4百万円 土地 13百万円 その他 2百万円 計 21百万円	※2 前期損益修正益の内容は次のとおりであります。 国費算定額の修正に伴う道路賃借料の修正(注) 161百万円 その他 0百万円 計 162百万円 (注)前連結会計年度の高速道路料金社会実験に係るものであります。
3 _____ ※4 前期損益修正損 国費算定額の修正(注) 169百万円 一部の連結子会社の新設分割に伴う精算 84百万円 計 254百万円 (注)前連結会計年度の高速道路料金社会実験に係るものであります。	※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 構築物 4百万円 機械及び装置 28百万円 車両運搬具 13百万円 土地 37百万円 その他 3百万円 計 87百万円	※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 構築物 4百万円 機械及び装置 28百万円 車両運搬具 13百万円 土地 37百万円 その他 3百万円 計 87百万円
※4 前期損益修正損 国費算定額の修正(注) 169百万円 一部の連結子会社の新設分割に伴う精算 84百万円 計 254百万円 (注)前連結会計年度の高速道路料金社会実験に係るものであります。	4 _____ ※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 土地 35百万円 その他 0百万円 計 35百万円	※4 前期損益修正損の内容は次のとおりであります。 国費算定額の修正(注) 169百万円 一部の連結子会社の新設分割に伴う精算 84百万円 計 254百万円 (注)前連結会計年度の高速道路料金社会実験に係るものであります。
※5 固定資産売却損 建物 14百万円 その他 8百万円 計 22百万円	※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 建物 69百万円 車両運搬具 3百万円 工具、器具及び備品 8百万円 土地 4百万円 その他 3百万円 計 89百万円	※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 建物 69百万円 車両運搬具 3百万円 工具、器具及び備品 8百万円 土地 4百万円 その他 3百万円 計 89百万円
※6 固定資産除却損 建物 51百万円 工具器具備品 5百万円 その他 2百万円 計 58百万円	※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 機械及び装置 1百万円 その他 2百万円 計 3百万円	※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 76百万円 車両運搬具 2百万円 工具、器具及び備品 7百万円 その他 1百万円 計 87百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度増 加株式数 (千株)	当連結会計年度減 少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) 現金及び預金勘定 28,206百万円 預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定) 46,000百万円 契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定) 4,996百万円 計 79,203百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 △6,300百万円 現金及び現金同等物 72,903百万円	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) 現金及び預金勘定 68,959百万円 預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定) 49,000百万円 計 117,959百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 △3,400百万円 現金及び現金同等物 114,559百万円	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) 現金及び預金勘定 38,037百万円 預入期間が3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定) 60,000百万円 計 98,037百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 △21,500百万円 現金及び預金同等物 76,537百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																																						
<p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する連結会計年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (機械装置)</td> <td>136</td> <td>72</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>その他 (車両運搬具)</td> <td>417</td> <td>206</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具器具備品)</td> <td>1,704</td> <td>754</td> <td>949</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>117</td> <td>63</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,376</td> <td>1,097</td> <td>1,278</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>518百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>759百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,278百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>271百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>271百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他 (機械装置)	136	72	63	その他 (車両運搬具)	417	206	211	その他 (工具器具備品)	1,704	754	949	無形固定資産 (ソフトウェア)	117	63	54	合計	2,376	1,097	1,278	1年内	518百万円	1年超	759百万円	合計	1,278百万円	支払リース料	271百万円	減価償却費相当額	271百万円	<p>同左</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (機械及び装置)</td> <td>60</td> <td>36</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>その他 (車両運搬具)</td> <td>356</td> <td>208</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具、器具及び備品)</td> <td>1,462</td> <td>913</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>69</td> <td>43</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,948</td> <td>1,201</td> <td>746</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>359百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>386百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>746百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>245百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>245百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他 (機械及び装置)	60	36	23	その他 (車両運搬具)	356	208	147	その他 (工具、器具及び備品)	1,462	913	548	無形固定資産 (ソフトウェア)	69	43	26	合計	1,948	1,201	746	1年内	359百万円	1年超	386百万円	合計	746百万円	支払リース料	245百万円	減価償却費相当額	245百万円	<p>同左</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>104</td> <td>58</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>425</td> <td>246</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>1,731</td> <td>984</td> <td>746</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>90</td> <td>50</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,351</td> <td>1,340</td> <td>1,010</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>451百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>558百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,010百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>539百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>539百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	104	58	45	車両運搬具	425	246	178	工具、器具及び備品	1,731	984	746	無形固定資産 (ソフトウェア)	90	50	39	合計	2,351	1,340	1,010	1年内	451百万円	1年超	558百万円	合計	1,010百万円	支払リース料	539百万円	減価償却費相当額	539百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																					
その他 (機械装置)	136	72	63																																																																																																					
その他 (車両運搬具)	417	206	211																																																																																																					
その他 (工具器具備品)	1,704	754	949																																																																																																					
無形固定資産 (ソフトウェア)	117	63	54																																																																																																					
合計	2,376	1,097	1,278																																																																																																					
1年内	518百万円																																																																																																							
1年超	759百万円																																																																																																							
合計	1,278百万円																																																																																																							
支払リース料	271百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	271百万円																																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																					
その他 (機械及び装置)	60	36	23																																																																																																					
その他 (車両運搬具)	356	208	147																																																																																																					
その他 (工具、器具及び備品)	1,462	913	548																																																																																																					
無形固定資産 (ソフトウェア)	69	43	26																																																																																																					
合計	1,948	1,201	746																																																																																																					
1年内	359百万円																																																																																																							
1年超	386百万円																																																																																																							
合計	746百万円																																																																																																							
支払リース料	245百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	245百万円																																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																																					
機械及び装置	104	58	45																																																																																																					
車両運搬具	425	246	178																																																																																																					
工具、器具及び備品	1,731	984	746																																																																																																					
無形固定資産 (ソフトウェア)	90	50	39																																																																																																					
合計	2,351	1,340	1,010																																																																																																					
1年内	451百万円																																																																																																							
1年超	558百万円																																																																																																							
合計	1,010百万円																																																																																																							
支払リース料	539百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	539百万円																																																																																																							

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>466,620百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,078,751百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,545,372百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。</p> <p>(注2) 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>152百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>585百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>738百万円</td> </tr> </table>	1年内	466,620百万円	1年超	20,078,751百万円	合計	20,545,372百万円	1年内	152百万円	1年超	585百万円	合計	738百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>337,015百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19,169,566百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,506,582百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 同左</p> <p>(注2) 同左</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>208百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>746百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>954百万円</td> </tr> </table>	1年内	337,015百万円	1年超	19,169,566百万円	合計	19,506,582百万円	1年内	208百万円	1年超	746百万円	合計	954百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>341,756百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19,317,211百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,658,967百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 同左</p> <p>(注2) 同左</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>177百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>644百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>822百万円</td> </tr> </table>	1年内	341,756百万円	1年超	19,317,211百万円	合計	19,658,967百万円	1年内	177百万円	1年超	644百万円	合計	822百万円
1年内	466,620百万円																																					
1年超	20,078,751百万円																																					
合計	20,545,372百万円																																					
1年内	152百万円																																					
1年超	585百万円																																					
合計	738百万円																																					
1年内	337,015百万円																																					
1年超	19,169,566百万円																																					
合計	19,506,582百万円																																					
1年内	208百万円																																					
1年超	746百万円																																					
合計	954百万円																																					
1年内	341,756百万円																																					
1年超	19,317,211百万円																																					
合計	19,658,967百万円																																					
1年内	177百万円																																					
1年超	644百万円																																					
合計	822百万円																																					

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	99	99	△0	99	100	0	99	100	0
(2) 社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	99	99	△0	99	100	0	99	100	0

2. その他の有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	116	90	△25	116	75	△40	116	69	△46
(2) 債券									
①国債・地方債等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③その他	198	198	—	178	178	—	213	213	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	314	288	△25	294	253	△40	329	282	△46

(注) 1 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
 - (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
 - ①当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ②当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
- 2 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券			
①非上場株式	210	147	147
②非上場債券	—	—	—
③その他	46,000	52,000	60,000
合計	46,210	52,147	60,147

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関連)事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	418,372	13,355	7,475	439,203	—	439,203
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	13	5	2	21	(21)	—
計	418,385	13,361	7,478	439,225	(21)	439,203
営業費用	403,469	9,107	7,822	420,399	(21)	420,377
営業利益又は営業損失(△)	14,916	4,253	△343	18,826	(0)	18,826

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業		業務内容
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築
	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
休憩所事業		高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営
その他(関連)事業		受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関連)事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	251,353	16,301	6,145	273,799	—	273,799
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	9	6	5	21	(21)	—
計	251,362	16,308	6,150	273,821	(21)	273,799
営業費用	233,575	11,502	6,655	251,733	(23)	251,710
営業利益又は営業損失(△)	17,786	4,805	△504	22,087	1	22,089

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業		業務内容
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築
	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
休憩所事業		高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営
その他(関連)事業		受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	745,817	25,626	20,285	791,729	—	791,729
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	25	14	2	42	(42)	—
計	745,842	25,640	20,288	791,771	(42)	791,729
営業費用	739,778	19,336	20,883	779,998	(44)	779,953
営業利益又は営業損失（△）	6,064	6,303	△594	11,773	2	11,775

（注） 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業		業務内容
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築
	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
休憩所事業		高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営
その他（関連）事業		受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	1,411.51円	1,483.47円	1,383.05円
1株当たり中間(当期)純利益金額	90.55円	100.43円	62.25円
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	潜在株式が存在しないため記載していません。	同左	同左

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	11,771	13,055	8,093
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	11,771	13,055	8,093
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000	130,000

2. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	186,192	192,910	180,797
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,695	57	999
(うち少数株主持分)	(2,695)	(57)	(999)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	183,497	192,852	179,797
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000	130,000

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(子会社間の吸収合併)

1. 吸収合併の概要

結合当事企業の名称	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱及び㈱クレストエンジニア
対象となった事業の内容	高速道路の保全管理業務及びこれらに附帯する業務
企業結合を行った主な理由	高速道路の保全管理業務を一体的に実施するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱を存続会社とし、㈱クレストエンジニアを消滅会社とする吸収合併を実施
結合後企業の名称	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱
合併比率	㈱クレストエンジニアの普通株式1株につき、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱の普通株式127株割り当てております。

2. 実施した会計処理の概要

上記吸収合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(子会社間の吸収合併)

1. 吸収合併の概要

結合当事企業の名称	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱及び㈱クレストエンジニア
対象となった事業の内容	高速道路の保全管理業務及びこれらに附帯する業務
企業結合を行った主な理由	高速道路の保全管理業務を一体的に実施するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱を存続会社とし、㈱クレストエンジニアを消滅会社とする吸収合併を実施
結合後企業の名称	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱
合併比率	㈱クレストエンジニアの普通株式1株につき、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱の普通株式127株を割り当てております。

2. 実施した会計処理の概要

上記吸収合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																								
<p>I 重要な契約の変更</p> <p>当社及び機構は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更しております。</p> <p>(1) 変更主旨</p> <p>「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)」等を踏まえた料金割引を行うため、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)等に基づいて行う高速道路料金の割引に必要となる一連の手続きであります。</p> <p>(2) 変更日</p> <p>平成20年10月7日</p> <p>(3) 変更内容</p> <p>1. 料金の割引</p> <p>平成20年10月14日から平成21年9月30日までの間、以下の高速自動車国道等(※注1)の料金の割引を追加しております。</p> <p>(1) 深夜割引</p> <p>①割引時間帯：平日(月曜日から金曜日まで、祝日を除く)0時～4時</p> <p>②割引率：50%(※注2)</p> <p>③対象車両：ETC無線通行車両(全車種)</p> <p>(2) 夜間割引</p> <p>①割引時間帯：平日(月曜日から金曜日まで、祝日を除く)22時～0時</p> <p>②割引率：30%</p> <p>③対象車両：ETC無線通行車両(全車種)</p> <p>(3) 休日昼間割引(※注3)</p> <p>①割引時間帯：土曜、日曜、祝日9時～17時</p> <p>②割引率：50%</p> <p>③対象車両：ETC無線通行車両(普通車以下)、利用距離100km以内</p> <p>[注1]：高速自動車国道の他、深夜割引や通勤割引が適用されている全国路線網を構成する一般有料道路の一部(伊勢湾岸道路、東海環状自動車道、首都圏中央連絡自動車道)を含む。</p> <p>[注2]：変更前の機構と会社の協定における割引率は30%</p> <p>[注3]：大都市近郊区間を除く。 また、1日あたり適用は2回までに限る。</p>	<p>I 社債の発行</p> <p>当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="614 290 831 919"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第11回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金200億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.79パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金99円97銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年11月30日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成26年9月19日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table> <p>また、以下の条件で普通社債(政府保証債)を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="614 974 831 1603"> <tr><td>区分</td><td>政府保証第26回中日本高速道路債券</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.20パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金99円35銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年12月14日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成31年12月13日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p>	区分	中日本高速道路株式会社第11回社債	発行総額	金200億円	利率	年0.79パーセント	発行価格	額面100円につき金99円97銭	払込期日	平成21年11月30日	償還期日	平成26年9月19日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	区分	政府保証第26回中日本高速道路債券	発行総額	金100億円	利率	年1.20パーセント	発行価格	額面100円につき金99円35銭	払込期日	平成21年12月14日	償還期日	平成31年12月13日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	<p>I 社債の発行</p> <p>当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="1050 290 1426 919"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第7回社債</td><td>中日本高速道路株式会社第8回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金300億円</td><td>金300億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.10パーセント</td><td>年1.73パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金99円98銭</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年4月30日</td><td>平成21年4月30日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成26年3月20日</td><td>平成31年3月20日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table> <p>また、以下の条件で普通社債(政府保証債)を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="1050 974 1267 1603"> <tr><td>区分</td><td>政府保証第25回中日本高速道路債券</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金200億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.50パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金99円25銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年6月15日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成31年6月14日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p>	区分	中日本高速道路株式会社第7回社債	中日本高速道路株式会社第8回社債	発行総額	金300億円	金300億円	利率	年1.10パーセント	年1.73パーセント	発行価格	額面100円につき金99円98銭	額面100円につき金100円	払込期日	平成21年4月30日	平成21年4月30日	償還期日	平成26年3月20日	平成31年3月20日	担保	一般担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	区分	政府保証第25回中日本高速道路債券	発行総額	金200億円	利率	年1.50パーセント	発行価格	額面100円につき金99円25銭	払込期日	平成21年6月15日	償還期日	平成31年6月14日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金
区分	中日本高速道路株式会社第11回社債																																																																									
発行総額	金200億円																																																																									
利率	年0.79パーセント																																																																									
発行価格	額面100円につき金99円97銭																																																																									
払込期日	平成21年11月30日																																																																									
償還期日	平成26年9月19日																																																																									
担保	一般担保																																																																									
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																									
区分	政府保証第26回中日本高速道路債券																																																																									
発行総額	金100億円																																																																									
利率	年1.20パーセント																																																																									
発行価格	額面100円につき金99円35銭																																																																									
払込期日	平成21年12月14日																																																																									
償還期日	平成31年12月13日																																																																									
担保	一般担保																																																																									
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																									
区分	中日本高速道路株式会社第7回社債	中日本高速道路株式会社第8回社債																																																																								
発行総額	金300億円	金300億円																																																																								
利率	年1.10パーセント	年1.73パーセント																																																																								
発行価格	額面100円につき金99円98銭	額面100円につき金100円																																																																								
払込期日	平成21年4月30日	平成21年4月30日																																																																								
償還期日	平成26年3月20日	平成31年3月20日																																																																								
担保	一般担保	一般担保																																																																								
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																								
区分	政府保証第25回中日本高速道路債券																																																																									
発行総額	金200億円																																																																									
利率	年1.50パーセント																																																																									
発行価格	額面100円につき金99円25銭																																																																									
払込期日	平成21年6月15日																																																																									
償還期日	平成31年6月14日																																																																									
担保	一般担保																																																																									
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																									

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
<p>2. 貸付料等</p> <p>道路資産の貸付料及び計画料金収入の額について、それぞれ以下の額(税抜額)を減少させるものであります。</p> <table border="1" data-bbox="231 323 518 432"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>16,438百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>19,461百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,900百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 影響</p> <p>当社は、平成20年10月14日から平成21年9月30日までの間「安心実現のための緊急総合対策」等に基づく高速道路料金の引下げを実施することとしております。</p> <p>これを受けて、今後、当社の支払う道路資産賃借料の額について、以下の額(税抜額)が減少しております。</p> <table border="1" data-bbox="231 770 518 880"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>16,438百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>19,461百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,900百万円</td> </tr> </table>	平成20年度	16,438百万円	平成21年度	19,461百万円	計	35,900百万円	平成20年度	16,438百万円	平成21年度	19,461百万円	計	35,900百万円	<p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p>	<p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p>
平成20年度	16,438百万円													
平成21年度	19,461百万円													
計	35,900百万円													
平成20年度	16,438百万円													
平成21年度	19,461百万円													
計	35,900百万円													
<p>II 社債の発行</p>														
<p>当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p>														
区分	中日本高速道路株式会社第5回社債													
発行総額	金500億円													
利率	年1.86パーセント													
発行価格	額面100円につき金99円94銭													
払込期日	平成20年11月18日													
償還期日	平成30年9月20日													
担保	一般担保													
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金													
<p>なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。</p>														
<p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p>														
<p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p>														

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされておりあります。		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	19,352	64,238	32,322
高速道路事業営業未収入金	48,724	35,978	84,258
未収入金	1,733	※6 4,754	7,437
短期貸付金	※3 5,102	—	5
有価証券	46,000	52,000	60,000
たな卸資産	785,085	955,487	855,547
その他	30,954	43,033	20,662
貸倒引当金	△23	△17	△25
流動資産合計	936,927	1,155,474	1,060,208
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産	※1 66,240	※1 73,036	※1 69,575
無形固定資産	3,057	3,473	3,737
高速道路事業固定資産合計	69,298	76,509	73,312
関連事業固定資産			
有形固定資産			
土地	104,316	104,313	104,313
その他(純額)	22,315	23,735	23,739
有形固定資産合計	※1 126,631	※1 128,049	※1 128,052
無形固定資産	133	163	150
関連事業固定資産合計	126,765	128,212	128,203
各事業共用固定資産			
有形固定資産	※1 22,000	※1 21,015	※1 21,338
無形固定資産	2,817	3,602	3,236
各事業共用固定資産合計	24,817	24,618	24,575
その他の固定資産			
有形固定資産	※1 667	※1 544	※1 622
その他の固定資産合計	667	544	622
投資その他の資産			
投資その他の資産	10,735	※2 10,449	10,493
貸倒引当金	△358	△280	△290
投資その他の資産合計	10,376	10,168	10,203
固定資産合計	231,926	240,052	236,917
繰延資産	1,104	1,497	1,300
資産合計	※2 1,169,957	※2 1,397,024	※2 1,298,426

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	57,754	51,408	65,409
1年以内返済予定長期借入金	5,510	5,732	5,553
リース債務	3	22	14
未払法人税等	7,425	9,804	—
引当金	2,267	1,743	1,641
その他	※6 38,940	42,737	45,872
流動負債合計	111,902	111,448	118,491
固定負債			
道路建設関係社債	※2 523,608	※2 653,471	※2 573,528
道路建設関係長期借入金	271,840	368,140	352,940
その他の長期借入金	20,570	14,830	17,777
リース債務	6	70	48
退職給付引当金	45,626	46,687	45,471
その他の引当金	7,380	6,841	6,718
その他	10,512	11,102	10,496
固定負債合計	879,545	1,101,144	1,006,981
負債合計	991,448	1,212,592	1,125,472
純資産の部			
株主資本			
資本金	65,000	65,000	65,000
資本剰余金			
資本準備金	65,000	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650	71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金	23,726	26,375	23,726
別途積立金	7,213	9,928	7,213
繰越利益剰余金	10,919	11,477	5,363
利益剰余金合計	41,859	47,781	36,303
株主資本合計	178,509	184,431	172,953
純資産合計	178,509	184,431	172,953
負債純資産合計	1,169,957	1,397,024	1,298,426

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益	417,942	250,374	744,249
営業費用	403,123	233,588	740,563
高速道路事業営業利益	14,818	16,786	3,685
関連事業営業損益			
営業収益			
受託業務収入	6,734	5,659	18,760
休憩所等事業収入	6,567	7,126	12,345
不動産賃貸収入	59	59	119
その他の事業収入	471	431	1,144
営業収益合計	13,832	13,276	32,369
営業費用			
受託業務事業費	6,740	5,686	18,696
休憩所等事業費	3,355	3,709	7,612
不動産賃貸費用	23	21	44
その他の事業費用	909	954	1,964
営業費用合計	11,027	10,371	28,317
関連事業営業利益	2,805	2,905	4,051
全事業営業利益	17,624	19,692	7,737
営業外収益	※1 569	※1 510	※1 1,266
営業外費用	※2 269	※2 212	※2 594
経常利益	17,924	19,990	8,409
特別利益	※3 166	※3 18	※3 239
特別損失	※4 169	※4 35	※4 235
税引前中間純利益	17,921	19,973	8,413
法人税、住民税及び事業税	6,740	9,310	2,420
法人税等調整額	262	△813	630
法人税等合計	7,002	8,496	3,050
中間純利益	10,919	11,477	5,363

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	65,000	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000	65,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	65,000	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000	65,000
その他資本剰余金			
前期末残高	6,650	6,650	6,650
当中間期末残高	6,650	6,650	6,650
資本剰余金合計			
前期末残高	71,650	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650	71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金			
前期末残高	17,259	23,726	17,259
当中間期変動額			
高速道路事業積立金の積立	6,467	2,649	6,467
当中間期変動額合計	6,467	2,649	6,467
当中間期末残高	23,726	26,375	23,726
別途積立金			
前期末残高	3,320	7,213	3,320
当中間期変動額			
別途積立金の積立	3,893	2,714	3,893
当中間期変動額合計	3,893	2,714	3,893
当中間期末残高	7,213	9,928	7,213
繰越利益剰余金			
前期末残高	10,360	5,363	10,360
当中間期変動額			
高速道路事業積立金の積立	△6,467	△2,649	△6,467
別途積立金の積立	△3,893	△2,714	△3,893
中間純利益	10,919	11,477	5,363
当中間期変動額合計	558	6,114	△4,997
当中間期末残高	10,919	11,477	5,363
利益剰余金合計			
前期末残高	30,940	36,303	30,940
当中間期変動額			
高速道路事業積立金	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	10,919	11,477	5,363
当中間期変動額合計	10,919	11,477	5,363
当中間期末残高	41,859	47,781	36,303
株主資本合計			
前期末残高	167,590	172,953	167,590
当中間期変動額			
中間純利益	10,919	11,477	5,363
当中間期変動額合計	10,919	11,477	5,363
当中間期末残高	178,509	184,431	172,953

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	167,590	172,953	167,590
当中間期変動額			
中間純利益	10,919	11,477	5,363
当中間期変動額合計	10,919	11,477	5,363
当中間期末残高	178,509	184,431	172,953

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>																		
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① _____</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>③ その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>② 商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>③ その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 商品、原材料、貯蔵品 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① _____</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>③ その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 商品、原材料、貯蔵品 同左</p>																		
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～17年</td> </tr> </table> <p>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年4月30日 財務省令第32号））を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間会計期間より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	建物	7～50年	構築物	7～50年	機械及び装置	5～17年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～17年</td> </tr> </table> <p>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年4月30日 財務省令第32号））を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当事業年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	建物	7～50年	構築物	7～50年	機械及び装置	5～17年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～17年</td> </tr> </table> <p>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年4月30日 財務省令第32号））を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当事業年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	建物	7～50年	構築物	7～50年	機械及び装置	5～17年
建物	7～50年																			
構築物	7～50年																			
機械及び装置	5～17年																			
建物	7～50年																			
構築物	7～50年																			
機械及び装置	5～17年																			
建物	7～50年																			
構築物	7～50年																			
機械及び装置	5～17年																			

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>
<p>3 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>	<p>3 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>	<p>3 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。</p> <p>(4) 仕掛道路損失引当金 将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) _____</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 仕掛道路損失引当金 将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当事業年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。 なお、当事業年度末の仕掛道路資産については、将来の引渡時の損失が見込まれないため、残高はありません。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報) 従来、執行役員に対する退職給付については、退職給付引当金に含めておりましたが、執行役員との契約関係を雇用契約から委任契約に変更したことに伴い、当中間会計期間より、役員退職慰労引当金に含めて計上しております。 なお、これに伴い退職給付引当金は2百万円減少し、役員退職慰労引当金は同額増加しております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(8) ポイント引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。</p>	<p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(8) ポイント引当金 同左</p>	<p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報) 従来、執行役員に対する退職給付については、退職給付引当金に含めておりましたが、執行役員との契約関係を雇用契約から委任契約に変更したことに伴い、当事業年度より、役員退職慰労引当金に含めて計上しております。 なお、これに伴い退職給付引当金は6百万円減少し、役員退職慰労引当金は同額増加しております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(8) ポイント引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>5 収益及び費用の計上方法 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。 また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p>	<p>5 収益及び費用の計上方法 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。 また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p>	<p>5 収益及び費用の計上方法 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。 また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当中間会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)の適用に伴い、当中間会計期間より、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(工事契約に関する会計基準) 受託業務の工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が50億円以上で、かつ工期が2年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)の適用に伴い、平成21年4月1日以降、新たに着手した工事契約から当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 なお、当中間会計期間においては、該当する工事契約がないため、これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)の適用に伴い、当事業年度より、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>(1) 従来、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「有価証券」は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正 平成20年12月12日)が改正されたことに伴い、当中間会計期間より、区分掲記しております。 なお、前中間会計期間における「有価証券」の金額は35,000百万円であります。</p> <p>(2) 従来、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正 平成20年12月12日)が改正されたことに伴い、当中間会計期間より、区分掲記しております。 なお、前中間会計期間における「未払法人税等」の金額は10,799百万円であります。</p> <p>(3) 前中間会計期間まで仕掛道路資産及びたな卸資産は、流動資産の「仕掛道路資産等」にて表示しておりましたが、E D I N E TへのX B R L導入に伴い、当中間会計期間より、「たな卸資産」にて表示しております。</p> <p>(中間損益計算書)</p> <p>前中間会計期間まで関連事業営業損益の「トラックターミナル事業収入」及び「トラックターミナル事業費」は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い、当中間会計期間より関連事業営業損益の「不動産賃貸収入」及び「不動産賃貸費用」にて表示しております。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間末まで区分掲記しておりました流動資産の「短期貸付金」(当中間会計期間末5百万円)は、重要性が乏しくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 30,688百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債523,608百万円(額面額525,000百万円)の担保に供しております。</p> <p>※3 短期貸付金には現先が4,996百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、4,996百万円であります。</p> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">機構</td> <td style="text-align: right;">7,845,257百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">41,916百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">639百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,887,813百万円</td> </tr> </table>	機構	7,845,257百万円	東日本高速道路	41,916百万円	西日本高速道路	639百万円	計	7,887,813百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 41,590百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。 ① 道路建設関係社債653,471百万円(額面額655,000百万円) ② 機構法第15条の規定により、機構に引渡した社債に係る債務70,000百万円 なお、上記の他、「前払式証券の規制等に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産」33百万円を法務局に供託しております。</p> <p>3 _____</p> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">機構</td> <td style="text-align: right;">6,718,375百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">32,579百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">494百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,751,449百万円</td> </tr> </table>	機構	6,718,375百万円	東日本高速道路	32,579百万円	西日本高速道路	494百万円	計	6,751,449百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 35,956百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。 ① 道路建設関係社債573,528百万円(額面額575,000百万円) ② 機構法第15条の規定により、機構に引渡した社債に係る債務40,000百万円</p> <p>3 _____</p> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">機構</td> <td style="text-align: right;">7,140,594百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">37,321百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">567百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,178,483百万円</td> </tr> </table>	機構	7,140,594百万円	東日本高速道路	37,321百万円	西日本高速道路	567百万円	計	7,178,483百万円
機構	7,845,257百万円																									
東日本高速道路	41,916百万円																									
西日本高速道路	639百万円																									
計	7,887,813百万円																									
機構	6,718,375百万円																									
東日本高速道路	32,579百万円																									
西日本高速道路	494百万円																									
計	6,751,449百万円																									
機構	7,140,594百万円																									
東日本高速道路	37,321百万円																									
西日本高速道路	567百万円																									
計	7,178,483百万円																									

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 56,150百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当中間会計期間で120,806百万円減少しております。</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 50,664百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 84,800百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が30,000百万円、道路建設関係長期借入金が14,800百万円減少しております。</p> <p>5 貸出コミットメント</p> <p>当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当中間会計期間末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <p>貸出コミットメントの総額 4,300百万円</p> <p>貸出実行残高 ー百万円</p> <p>差引額 4,300百万円</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 53,407百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債に係る債務については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 40,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が40,000百万円、道路建設関係長期借入金が120,806百万円減少しております。</p> <p>5 貸出コミットメント</p> <p>当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当事業年度末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <p>貸出コミットメントの総額 4,700百万円</p> <p>貸出実行残高 ー百万円</p> <p>差引額 4,700百万円</p>
<p>5</p> <p>※6 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>5</p> <p>※6 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。</p>	<p>6</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 35百万円 土地物件貸付料 182百万円 違約金収入 204百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 233百万円 ※3 特別利益の主要項目 前期損益修正益 161百万円 前事業年度の高速道路料金社会実験に係る国費算定額の修正に伴う道路資産賃借料の修正によるものであります。	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 49百万円 有価証券利息 157百万円 土地物件貸付料 146百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 200百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益 土地 13百万円 車両運搬具 4百万円 その他 0百万円 計 18百万円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 132百万円 土地物件貸付料 369百万円 違約金収入 352百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 463百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益 土地 37百万円 機械及び装置 28百万円 車両運搬具 11百万円 その他 0百万円 計 77百万円 前期損益修正益 161百万円 前事業年度の高速道路料金社会実験に係る国費算定額の修正に伴う道路資産賃借料の修正によるものであります。
※4 特別損失の主要項目 前期損益修正損 169百万円 前事業年度の高速道路料金社会実験に係る国費算定額の修正によるものであります。	※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損 土地 35百万円 その他 0百万円 計 35百万円	※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損 建物 55百万円 土地 4百万円 車両運搬具 3百万円 その他 2百万円 計 66百万円 前期損益修正損 169百万円 前事業年度の高速道路料金社会実験に係る国費算定額の修正によるものであります。
5 減価償却実施額 有形固定資産 5,504百万円 無形固定資産 854百万円	5 減価償却実施額 有形固定資産 5,801百万円 無形固定資産 1,101百万円	5 減価償却実施額 有形固定資産 11,083百万円 無形固定資産 1,793百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																								
<p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p>	同左	同左																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p>																																																								
<p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産(機械及び装置)</td> <td>65</td> <td>28</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(車両運搬具)</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(工具、器具及び備品)</td> <td>1,523</td> <td>656</td> <td>866</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,594</td> <td>690</td> <td>904</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産(機械及び装置)	65	28	37	有形固定資産(車両運搬具)	4	4	0	有形固定資産(工具、器具及び備品)	1,523	656	866	合計	1,594	690	904	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産(機械及び装置)</td> <td>34</td> <td>23</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(工具、器具及び備品)</td> <td>1,319</td> <td>813</td> <td>506</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,354</td> <td>836</td> <td>517</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産(機械及び装置)	34	23	10	有形固定資産(工具、器具及び備品)	1,319	813	506	合計	1,354	836	517	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>65</td> <td>36</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>1,503</td> <td>819</td> <td>684</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,574</td> <td>860</td> <td>713</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	65	36	29	車両運搬具	4	4	0	工具、器具及び備品	1,503	819	684	合計	1,574	860	713
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																							
有形固定資産(機械及び装置)	65	28	37																																																							
有形固定資産(車両運搬具)	4	4	0																																																							
有形固定資産(工具、器具及び備品)	1,523	656	866																																																							
合計	1,594	690	904																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																							
有形固定資産(機械及び装置)	34	23	10																																																							
有形固定資産(工具、器具及び備品)	1,319	813	506																																																							
合計	1,354	836	517																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																							
機械及び装置	65	36	29																																																							
車両運搬具	4	4	0																																																							
工具、器具及び備品	1,503	819	684																																																							
合計	1,574	860	713																																																							
<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p>	(注) 同左	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p>																																																								
<p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>374百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>529百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>904百万円</td> </tr> </table>	1年内	374百万円	1年超	529百万円	合計	904百万円	<p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>261百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>256百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>517百万円</td> </tr> </table>	1年内	261百万円	1年超	256百万円	合計	517百万円	<p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>328百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>385百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>713百万円</td> </tr> </table>	1年内	328百万円	1年超	385百万円	合計	713百万円																																						
1年内	374百万円																																																									
1年超	529百万円																																																									
合計	904百万円																																																									
1年内	261百万円																																																									
1年超	256百万円																																																									
合計	517百万円																																																									
1年内	328百万円																																																									
1年超	385百万円																																																									
合計	713百万円																																																									
<p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p>	(注) 同左	<p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p>																																																								
<p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>195百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>195百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	195百万円	減価償却費相当額	195百万円	<p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>178百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>178百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	178百万円	減価償却費相当額	178百万円	<p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>386百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>386百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	386百万円	減価償却費相当額	386百万円																																												
支払リース料	195百万円																																																									
減価償却費相当額	195百万円																																																									
支払リース料	178百万円																																																									
減価償却費相当額	178百万円																																																									
支払リース料	386百万円																																																									
減価償却費相当額	386百万円																																																									
<p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	<p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>																																																								

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table data-bbox="220 264 564 358"> <tr> <td>1年内</td> <td>466,620百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,078,751百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,545,372百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入ー加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額ー実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table data-bbox="220 1192 564 1286"> <tr> <td>1年内</td> <td>108百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>464百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>572百万円</td> </tr> </table>	1年内	466,620百万円	1年超	20,078,751百万円	合計	20,545,372百万円	1年内	108百万円	1年超	464百万円	合計	572百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table data-bbox="652 264 997 358"> <tr> <td>1年内</td> <td>337,015百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19,169,566百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,506,582百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table data-bbox="652 1192 997 1286"> <tr> <td>1年内</td> <td>109百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>413百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>523百万円</td> </tr> </table>	1年内	337,015百万円	1年超	19,169,566百万円	合計	19,506,582百万円	1年内	109百万円	1年超	413百万円	合計	523百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table data-bbox="1086 264 1431 358"> <tr> <td>1年内</td> <td>341,756百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19,317,211百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,658,967百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table data-bbox="1086 1192 1431 1286"> <tr> <td>1年内</td> <td>111百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>443百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>555百万円</td> </tr> </table>	1年内	341,756百万円	1年超	19,317,211百万円	合計	19,658,967百万円	1年内	111百万円	1年超	443百万円	合計	555百万円
1年内	466,620百万円																																					
1年超	20,078,751百万円																																					
合計	20,545,372百万円																																					
1年内	108百万円																																					
1年超	464百万円																																					
合計	572百万円																																					
1年内	337,015百万円																																					
1年超	19,169,566百万円																																					
合計	19,506,582百万円																																					
1年内	109百万円																																					
1年超	413百万円																																					
合計	523百万円																																					
1年内	341,756百万円																																					
1年超	19,317,211百万円																																					
合計	19,658,967百万円																																					
1年内	111百万円																																					
1年超	443百万円																																					
合計	555百万円																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末 (平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	1,373.15円	1,418.70円	1,330.41円
1株当たり中間(当期)純利益金額	83.99円	88.28円	41.25円
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左	同左

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	10,919	11,477	5,363
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	10,919	11,477	5,363
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000	130,000

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	178,509	184,431	172,953
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	178,509	184,431	172,953
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000	130,000

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																								
<p>I 重要な契約の変更</p> <p>当社及び機構は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更しております。</p> <p>(1) 変更主旨</p> <p>「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)」等を踏まえた料金割引を行うため、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)等に基づいて行う高速道路料金の割引に必要となる一連の手続きであります。</p> <p>(2) 変更日</p> <p>平成20年10月7日</p> <p>(3) 変更内容</p> <p>1. 料金の割引</p> <p>平成20年10月14日から平成21年9月30日までの間、以下の高速自動車国道等(※注1)の料金の割引を追加しております。</p> <p>(1) 深夜割引</p> <p>①割引時間帯：平日(月曜日から金曜日まで、祝日を除く)0時～4時</p> <p>②割引率：50%(※注2)</p> <p>③対象車両：ETC無線通行車両(全車種)</p> <p>(2) 夜間割引</p> <p>①割引時間帯：平日(月曜日から金曜日まで、祝日を除く)22時～0時</p> <p>②割引率：30%</p> <p>③対象車両：ETC無線通行車両(全車種)</p> <p>(3) 休日昼間割引(※注3)</p> <p>①割引時間帯：土曜、日曜、祝日9時～17時</p> <p>②割引率：50%</p> <p>③対象車両：ETC無線通行車両(普通車以下)、利用距離100km以内</p> <p>[注1]：高速自動車国道の他、深夜割引や通勤割引が適用されている全国路線網を構成する一般有料道路の一部(伊勢湾岸道路、東海環状自動車道、首都圏中央連絡自動車道)を含む。</p> <p>[注2]：変更前の機構と会社の協定における割引率は30%</p> <p>[注3]：大都市近郊区間を除く。 また、1日あたり適用は2回までに限る。</p>	<p>I 社債の発行</p> <p>当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="614 301 826 923"> <tr> <td>区分</td> <td>中日本高速道路株式会社第11回社債</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年0.79パーセント</td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>額面100円につき金99円97銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成21年11月30日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成26年9月19日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> </tr> </table> <p>また、以下の条件で普通社債(政府保証債)を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="614 989 826 1611"> <tr> <td>区分</td> <td>政府保証債第26回中日本高速道路債</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>金100億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.20パーセント</td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>額面100円につき金99円35銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成21年12月14日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成31年12月13日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> </tr> </table> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連携して当該債務を負うこととされております。</p>	区分	中日本高速道路株式会社第11回社債	発行総額	金200億円	利率	年0.79パーセント	発行価格	額面100円につき金99円97銭	払込期日	平成21年11月30日	償還期日	平成26年9月19日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	区分	政府保証債第26回中日本高速道路債	発行総額	金100億円	利率	年1.20パーセント	発行価格	額面100円につき金99円35銭	払込期日	平成21年12月14日	償還期日	平成31年12月13日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	<p>I 社債の発行</p> <p>当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="1037 301 1409 923"> <tr> <td>区分</td> <td>中日本高速道路株式会社第7回社債</td> <td>中日本高速道路株式会社第8回社債</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>金300億円</td> <td>金300億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.10パーセント</td> <td>年1.73パーセント</td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>額面100円につき金99円98銭</td> <td>額面100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成21年4月30日</td> <td>平成21年4月30日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成26年3月20日</td> <td>平成31年3月20日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> </tr> </table> <p>また、以下の条件で普通社債(政府保証債)を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="1037 989 1249 1611"> <tr> <td>区分</td> <td>政府保証債第25回中日本高速道路債</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.50パーセント</td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>額面100円につき金99円25銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成21年6月15日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成31年6月14日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> </tr> </table> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連携して当該債務を負うこととされております。</p>	区分	中日本高速道路株式会社第7回社債	中日本高速道路株式会社第8回社債	発行総額	金300億円	金300億円	利率	年1.10パーセント	年1.73パーセント	発行価格	額面100円につき金99円98銭	額面100円につき金100円	払込期日	平成21年4月30日	平成21年4月30日	償還期日	平成26年3月20日	平成31年3月20日	担保	一般担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	区分	政府保証債第25回中日本高速道路債	発行総額	金200億円	利率	年1.50パーセント	発行価格	額面100円につき金99円25銭	払込期日	平成21年6月15日	償還期日	平成31年6月14日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金
区分	中日本高速道路株式会社第11回社債																																																																									
発行総額	金200億円																																																																									
利率	年0.79パーセント																																																																									
発行価格	額面100円につき金99円97銭																																																																									
払込期日	平成21年11月30日																																																																									
償還期日	平成26年9月19日																																																																									
担保	一般担保																																																																									
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																									
区分	政府保証債第26回中日本高速道路債																																																																									
発行総額	金100億円																																																																									
利率	年1.20パーセント																																																																									
発行価格	額面100円につき金99円35銭																																																																									
払込期日	平成21年12月14日																																																																									
償還期日	平成31年12月13日																																																																									
担保	一般担保																																																																									
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																									
区分	中日本高速道路株式会社第7回社債	中日本高速道路株式会社第8回社債																																																																								
発行総額	金300億円	金300億円																																																																								
利率	年1.10パーセント	年1.73パーセント																																																																								
発行価格	額面100円につき金99円98銭	額面100円につき金100円																																																																								
払込期日	平成21年4月30日	平成21年4月30日																																																																								
償還期日	平成26年3月20日	平成31年3月20日																																																																								
担保	一般担保	一般担保																																																																								
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																								
区分	政府保証債第25回中日本高速道路債																																																																									
発行総額	金200億円																																																																									
利率	年1.50パーセント																																																																									
発行価格	額面100円につき金99円25銭																																																																									
払込期日	平成21年6月15日																																																																									
償還期日	平成31年6月14日																																																																									
担保	一般担保																																																																									
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																									

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																
<p>2. 貸付料等</p> <p>道路資産の貸付料及び計画料金収入の額について、それぞれ以下の額（税抜額）を減少させるものであります。</p> <table border="1" data-bbox="229 323 520 432"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>16,438百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>19,461百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,900百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 影響</p> <p>当社は、平成20年10月14日から平成21年9月30日までの間「安心実現のための緊急総合対策」等に基づく高速道路料金の引下げを実施することとしております。</p> <p>これを受けて、今後、当社の支払う道路資産賃借料の額について、以下の額（税抜額）が減少しております。</p> <table border="1" data-bbox="229 773 520 882"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>16,438百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>19,461百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,900百万円</td> </tr> </table>	平成20年度	16,438百万円	平成21年度	19,461百万円	計	35,900百万円	平成20年度	16,438百万円	平成21年度	19,461百万円	計	35,900百万円	<p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p>	<p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p>				
平成20年度	16,438百万円																	
平成21年度	19,461百万円																	
計	35,900百万円																	
平成20年度	16,438百万円																	
平成21年度	19,461百万円																	
計	35,900百万円																	
<p>II 社債の発行</p> <p>当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>中日本高速道路株式会社第5回社債</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>金500億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.86パーセント</td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>額面100円につき金99円94銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成20年11月18日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成30年9月20日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>資金の用途</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> </tr> </table>			区分	中日本高速道路株式会社第5回社債	発行総額	金500億円	利率	年1.86パーセント	発行価格	額面100円につき金99円94銭	払込期日	平成20年11月18日	償還期日	平成30年9月20日	担保	一般担保	資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金
区分	中日本高速道路株式会社第5回社債																	
発行総額	金500億円																	
利率	年1.86パーセント																	
発行価格	額面100円につき金99円94銭																	
払込期日	平成20年11月18日																	
償還期日	平成30年9月20日																	
担保	一般担保																	
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																	
<p>なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p>																		

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされておりあります。		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成21年4月21日東海財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第4期)(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
平成21年6月29日東海財務局長に提出。
- (3) 訂正発行登録書
平成21年6月29日東海財務局長に提出。
- (4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成21年7月24日東海財務局長に提出。
- (5) 訂正発行登録書
平成21年8月5日東海財務局長に提出。
- (6) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成21年11月12日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下記に記載する社債（以下「各社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成21年12月24日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年3月13日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年10月11日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年10月11日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年8月11日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年11月18日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第6回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年2月20日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第7回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年4月30日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第8回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年4月30日	30,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第9回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年7月31日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第10回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年7月31日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第11回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年11月30日	20,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成21年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成21年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成21年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

(単位：百万円)

I 資本金	4,855,290
政府出資金	3,644,563
地方公共団体出資金	1,210,727
II 資本剰余金	846,938
資本剰余金	31
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外減価償却累計額	△1,964
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	1,405,294
純資産合計	7,107,523

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (x i) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 所 直好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 所 直好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 所 直好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 所 直好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。